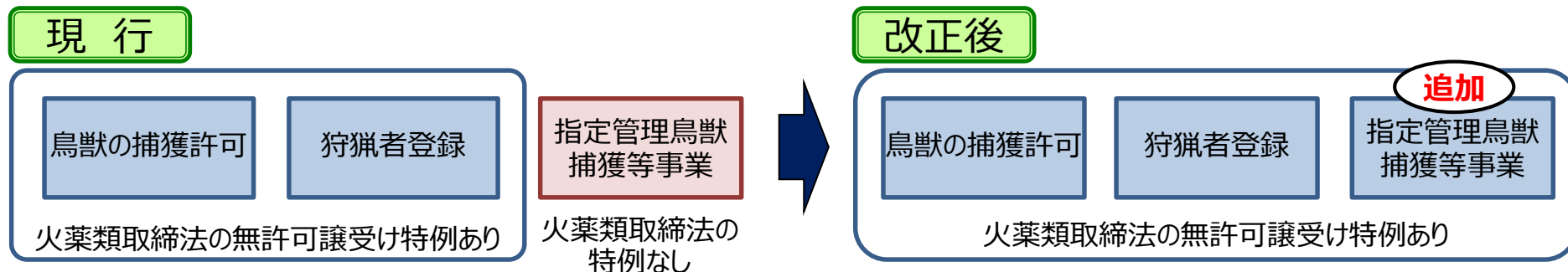


第9次地方分権一括法案※（火薬類取締法改正部分）の概要

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

【**現行**】 猟銃等に用いる火薬類（実包等）の譲受け⇒原則、都道府県公安委員会の許可が必要
（特例）鳥獣保護管理法※¹の①鳥獣捕獲許可や②狩猟者登録を受けた者：一定数量※²以下は許可不要

➤ 指定管理鳥獣捕獲等事業※³の従事者も、一定数量以下※²の実包等の譲受けの許可を不要に
（「地方分権改革に関する提案」を踏まえた対応）



⇒**指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の円滑化により、地域における鳥獣被害対策に貢献。**

【参考】 鳥獣の捕獲許可、狩猟者登録、指定管理鳥獣捕獲等事業について

- 鳥獣の捕獲許可：鳥獣被害の防止等の目的で鳥獣の捕獲を行う際に、環境大臣又は都道府県知事より受ける許可
- 狩猟者登録：狩猟鳥獣（環境大臣の定める48種）を狩猟期間に捕獲する者が都道府県ごとに行う登録
- 指定管理鳥獣捕獲等事業：第二種特定鳥獣管理計画※⁴に基づく指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲強化を都道府県等が実施するための事業

※¹ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※² 省令で規定。猟銃用実包300個（うち、ライフル銃用50個）等

※³ 平成26年法改正で、鳥獣保護管理法に新設

※⁴ ニホンジカやイノシシなど生息数が増加・生息地が拡大している鳥獣を管理するため都道府県が策定する計画